



受理番号 第 26 号

受理日 平成25年9月24日

国土入企第 1 2 号

平成 2 5 年 9 月 1 9 日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について

国土交通省では、被災地における技術者・技能者の不足、生コン等の資材不足、入札不調の発生等の課題に対応するため、復旧・復興事業の施工確保対策を講じ、「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等を活用しつつ、発注者及び建設業団体に周知を図ってきたところです。

一方、会計検査院が7月に会計検査院法第30条の2に基づき国会及び内閣に対して報告した「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」においては、

- ① 東北地方整備局、東北農政局及び東北3県については、ほとんどの入札不調対策は導入され活用されているが、一部の市町については、導入されていない対策も見受けられた。また、入札不調対策が導入されているものの、活用率の低い対策も見受けられた。
- ② 受注後に費用が増加し赤字になるという建設事業者の懸念を払拭するための建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等の対策について、知らないとしている者が東北3県の建設事業者において5割程度、近隣3県の建設事業者において6割を超えていた。

等の検査結果が示されたところです。

今般、国土交通省では、会計検査院の検査結果も踏まえ、施工確保対策について、被災市町村における導入及び活用や、復旧・復興事業の入札に参加する建設事業者の理解がさらに進むよう、これまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理した資料を作成し、別添のとおり、被災３県（岩手県・宮城県・福島県）及び仙台市に通知し、市町村や登録建設事業者への周知等を依頼したのでお知らせします。

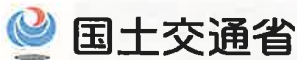
つきましては、貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して本通知について周知するとともに、各発注者において講じている施工確保対策にご理解をいただき、的確な活用に努めていただくようお願い致します。

本通知については、国土交通省ＨＰに掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

（掲載先）

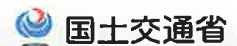
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000061.htm

復旧・復興事業の施工確保対策一覧

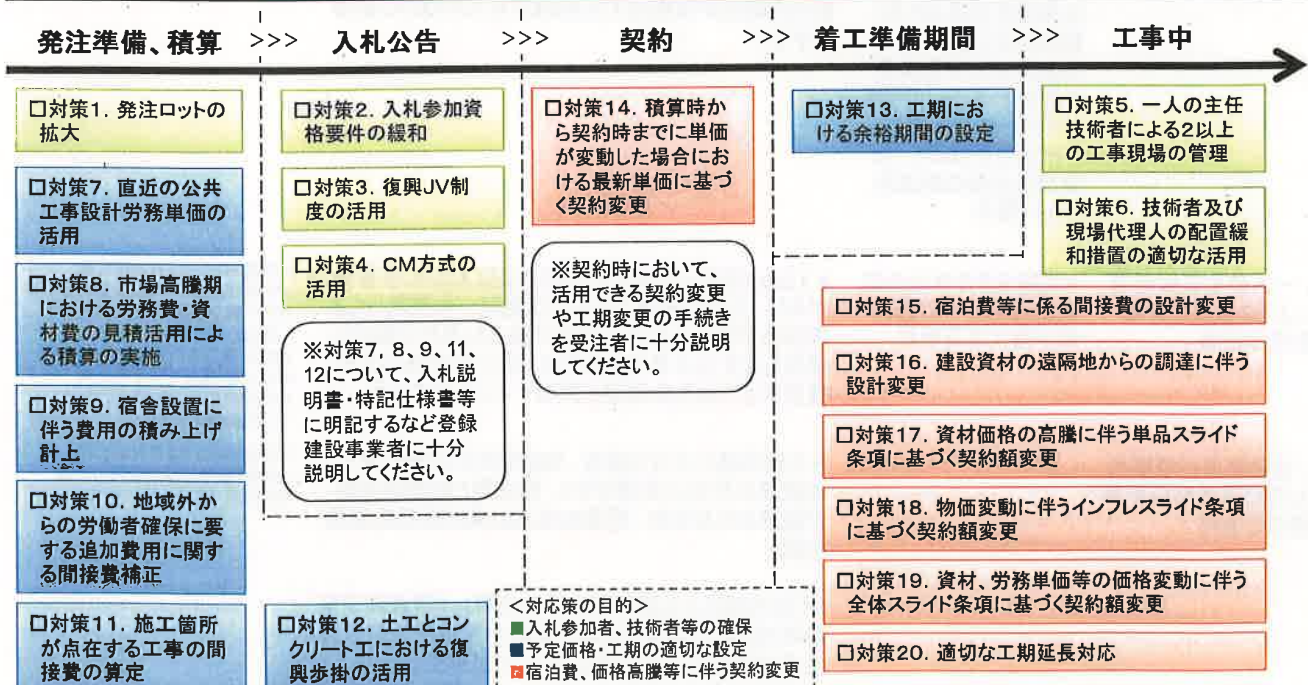


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

復旧・復興事業の施工確保対策一覧＜工事発注手続の各段階別＞



- 建設業者の不足、人材・資材の不足や価格高騰の状況で、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため活用しうる対策は以下の通りなので、発注者は、地域の実情に応じて、必要な対応策を採用しているか確認してください。
- 応札を検討している建設企業は、発注者が採用している対応策を事前に確認してください。



※発注者は、特に重要な工事については、発注時期等の見通しを登録建設事業者に十分広報してください。

復旧・復興事業の施工確保対策①<入札参加者、技術者等の確保>

対策	状況	対応方法	関係通知等
1. 発注ロットの拡大	>技術者を効率的に活用したい場合 >発注数を減じて、発注事務負担の軽減をしたい場合	>近接する工事、同一工種の工事などを束ねて発注するなど、<u>発注ロットを拡大</u>する (留意事項) 積算時には「<u>施工箇所が点在する工事の間接費の積算</u>」を活用	
2. 入札参加資格の地域要件の拡大、施工実績要件又は等級要件の緩和	><u>地域内の企業に受注余力が無い場合</u>	>個別工事の入札参加資格の<u>地域要件</u>について、工事施工地域外の企業の入札を認めるなど、<u>設定範囲を拡大</u> >個別工事の入札参加資格の<u>施工実績要件</u>について、工種のみを要件とし、施工規模については要件としないなど、<u>工事の品質を確保しつつ緩和</u> >個別工事の入札参加資格の<u>等級要件</u>について、工事規模に比して技術的難易度が比較的低い場合は下位等級にも入札参加を認めるなど、<u>工事の品質を確保しつつ緩和</u>	
3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用	><u>人材不足や大型工事のため、地域の単体企業だけでは技術者や労働者を確保することが困難と想定される場合</u>	>地域外の建設企業の技術者等を活用できるよう、被災地域内の企業と被災地域外の建設企業で結成される<u>復興JVに入札への参加を認める</u>。 (留意事項) 宿泊費等に係る間接費の設計変更等が活用可能であることを現場説明事項等に明記	>平成24年2月29日付国土企第34号「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」 >平成24年10月10日付国土企第19号「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」

2

復旧・復興事業の施工確保対策①<入札参加者、技術者等の確保>

対策	状況	対応方法	関係通知等
4. CM方式の活用	><u>人材不足や多数の工事発注があるため、地域の単体企業だけでは技術者や労働者を確保することが困難と想定される場合</u> >発注数を減じて、発注事務負担の軽減をしたい場合	>1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能な入札契約方式(CM方式)を活用する。	
5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理	><u>近接する2以上の工事現場を同一の施工者が施工する場合</u>	><u>10km程度の近接した場所に2以上の工事現場があり、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事である場合、同一の専任の主任技術者がこれらの現場を管理することができる</u>	>平成25年2月5日付国土建348号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」 >平成25年8月19日付国土建162号「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」
6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用		>工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される場合、<u>現場代理人の常駐義務の緩和可能</u> >「<u>契約締結から現場着手までの間</u>」、「<u>検査終了後の期間</u>」等は現場代理人の常駐や監理技術者又は主任技術者の専任を要しないことが可能。	>平成25年2月5日付国土建348号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」

3

復旧・復興事業の施工確保対策②＜予定価格・工期の適切な設定＞

対策	状況	対応方法	関係通知等
7. 直近の公共工事設計労務単価の活用		▶平成25年度公共工事設計労務単価を適切に活用して積算を実施する	▶平成25年3月29日付24農振第2404号、国土建第40号、国港技第126号「平成25年度公共工事設計労務単価について」 ▶平成25年3月29日付国土入企第37号「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」
8. 市場高騰期における労務費・資材費の見積活用による積算の実施	▶価格変動が著しく、通常の積算価格では市場価格を適切に反映することが困難な場合	▶価格変動が著しい特定の地域について、 <u>見積もりを積極的に活用</u> して積算を実施する	▶平成24年6月29日付国土入企第12号「東日本大震災の被災地域での建設工事等における適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費の見積活用の推進について」
9. 宿舍設置に伴う費用の積み上げ計上	▶ <u>宿舍不足のため、施工者が地域外から確保した労働者に対して、宿泊施設の確保が困難であることが想定される場合</u>	▶積算時に、 <u>宿泊施設の必要戸数の建設費用</u> を共通仮設費の積み上げ分として計上	▶平成25年2月25日付国土入企第32号「東日本大震災の復興・復興事業における労働者宿舍設置の積算方法等に関する試行について」
10. 地域外からの労働者確保に要する追加費用に関する間接費補正	▶ <u>宿舍不足のため、施工者が地域外から確保した労働者に対して、宿泊施設の確保が困難であることが想定される場合</u>	▶積算時に、「 <u>宿泊費</u> 」、「 <u>労働者の輸送に要する費用</u> 」、「 <u>募集及び解散に要する費用</u> 」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることを想定し、 <u>共通仮設費率と現場管理費率に補正係数を乗じる</u> 。	▶平成24年2月29日付国土入企第38号「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」

4

復旧・復興事業の施工確保対策②＜予定価格・工期の適切な設定＞

対策	状況	対応方法	関係通知等
11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定	▶発注ロットの拡大等により、 <u>一つの発注で施工箇所が複数あり、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがある場合</u>	▶積算時に、 <u>点在する施工箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費</u> を計上	▶平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復興・復興事業等における積算方法等に関する試行について」
12. 土工とコンクリート工における復興歩掛の活用		▶土工とコンクリート工の32工種について、日当たり作業量を10%低減させた復興歩掛を用いて積算 ▶施工パッケージ型積算方式について、復興歩掛を用いて策定した32パッケージを活用 ※平成25年10月1日以降の入札から適用	▶平成25年9月12日付国総公第60号の2「東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛について」
13. 工期における余裕期間の設定	▶ <u>人材や資材の不足のため、施工者が着工前に人材や資材を準備する期間が必要な場合</u> ▶ <u>施工者が工事を受注する際、施工中の別の工事の工期と重複し、専任の監理技術者等の確保に懸念が生じる場合</u>	▶ <u>実工事期間とは別に、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を、実工事期間の30%かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。</u>	

5

復旧・復興事業の施工確保対策③＜宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更＞ 国土交通省

対策	状況	対応方法	関係通知等
14. 積算時から契約時まで単価が変動した場合における最新単価に基づく契約変更	資材価格が上昇したり、公共工事設計労務単価が見直されるなど、積算時点で設定した単価と請負契約締結時点の単価が異なる場合	当初契約締結後ただちに単価適用年月を変更し、新しい設計単価に基づく請負金額の変更を行う ※岩手県、宮城県及び仙台市で実施中	
15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更	人材不足のため、施工者が、工事実施地域で技術者・労働者を確保できないことが想定される場合	地域外から技術者・労働者を確保するために施工者が必要とする宿泊費や長距離通勤費用について、設計変更対応により発注者が確実に支払うことを条件に契約	- 平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について」 - 平成25年3月8日付総行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更	資材不足のため、施工者が工事実施地域で資材を調達できないことが想定される場合	地域外から資材を調達するために施工者が必要とする輸送費等の調達費用について、設計変更対応により発注者が確実に支払うことを条件に契約	- 平成24年6月28日付国土入企第10号「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について」 - 平成25年3月8日付総行第43号、国土入企第34号「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」
17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更	工期中の資材価格の高騰のため、当初の請負代金額が不適当となった場合	生コン等の対象品目毎に、単価変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、単品スライド条項（公共工事標準請負約款第25条第5項）に基づき契約額を変更	

6

復旧・復興事業の施工確保対策③＜宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更＞ 国土交通省

対策	状況	対応方法	関係通知等
18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更	- 工期中の予期することができない、特別の事情により、工期内に日本国内において、急激なインフレーションまたはデフレーションが生じたため、当初の請負額が不適当となった場合 - 工期中に公共工事設計労務単価が改定された場合	労務単価改訂がなされた日以降の残工事量について、物価変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、インフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）に基づき契約額を変更	平成24年2月17日付「東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う請負代金の変更等について」
19. 資材、労務単価等の価格変動に伴う全体スライド条項に基づく契約額変更	長期間の工事（工期が12ヶ月を超える工事）における資材、労務単価等の価格変動のため、当初の請負代金額が不適当となった場合	資材、労務単価等の価格変動に伴う工事費の増分の一部を発注者が支払うよう、全体スライド条項（公共工事標準請負約款第25条第1項から第4項）に基づき契約額を変更	
20. 適切な工期延長対応	人材や資材の不足のため、建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じた場合	受注者の責によらない事由として工事の一時中止命令や工期延長を行い、積算基準に基づき契約額の変更を行う。	

7

施工確保対策個別資料



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

8

入札参加者、技術者等の確保



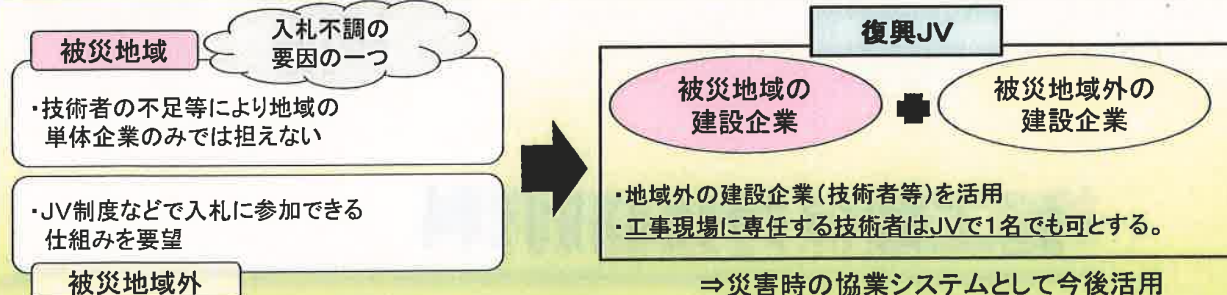
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

9

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用①(復興JVの概要) 国土交通省

復興JV制度 岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.10.10 改正)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格がWTO対象工事とならない額までを上限(特定JV対象工事は除く)とする工事(改正前: 予定価格が5億円程度を上限)
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1とし、最大3まで(改正前: 最大2まで)単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

40

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用②(導入状況)

〈復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の導入状況〉(平成25年9月4日時点)

宮城県における運用状況

- ① 対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ② 予定価格 3千万円以上3億円未満: 東北・北海道型の復興JV(A、Sランク)が対象
3億円以上19.4億円未満: 東北・北海道型の復興JV(Sランク)、全国型の復興JV(Sランク)が対象
- ③ 構成員数 2~3社
- ④ 代表者 土木一式、舗装工事、建築一式共に出資比率に関わらず県内に本社・本店を有する企業
- ⑤ 登録件数 104件、(平成24年度実績: 79件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は17件(平成24年度からの累計)

岩手県における運用状況

- ① 対象工種 全ての工事種別(19業種: 土、建、電、管、舗、鋼橋、PC、法、機、塗、グラウト、通信、浚渫、造、ボーリング、消防、標識、鋼工、防)
- ② 予定価格 2千5百万円以上19.4億円未満
- ③ 構成員数 2~3社(構成員は岩手県内に本社又は本店を有していること。ただし、機械設備工事で専ら水閘門の施工を目的とする場合は所在地の要件はなし。)
- ④ 代表者 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域(二戸地域振興センターの所管区域除く)に本社又は本店を有していること
ただし、機械設備工事で専ら水閘門の施工を目的とする場合は岩手県内に本社又は本店を有していること
- ⑤ 登録件数 10件、(平成24年度実績: 21件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は8件(平成24年度からの累計)

仙台市における運用状況

- ① 対象工種 土木一式、舗装工事
- ② 予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③ 構成員数 2~3社
- ④ 代表者 出資比率に関わらず市内企業(土木工事: 格付け評価点800点以上、舗装工事: 格付け評価点750点以上)
- ⑤ 登録件数 6件(平成24年度から継続)
- ⑥ 工事公告 平成24年11月7日より復興JV対象工事を公告

石巻市における運用状況

- ① 対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ② 予定価格 3千万円以上19.4億円未満
- ③ 構成員数 2~3社
- ④ 代表者 出資比率に関わらず市内の最上位等級企業
- ⑤ 登録件数 24件、(平成24年度実績: 12件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は7件(平成24年度からの累計)

国土交通省における運用状況

- ① 対象工事 被災3県における工事のうち、地方整備局長等が必要であると認める工事
- ② 予定価格 5.8億円未満
- ③ 構成員数 2~3社
- ④ 代表者 出資比率に関わらず被災地域に本店が所在する企業
- ⑤ 登録件数 3件、(平成24年度実績: 3件)
- ⑥ 落札件数 復興JVの落札は2件(平成24年度からの累計)

農林水産省における運用状況

- 東北農政局
 - ・ 復興JVの登録は0件
 - ・ 農業農村整備関係工事で1件公告し、復興JVの落札はなし
- 東北森林管理局及び関東森林管理局
 - ・ 復興JVの登録は10件(平成24年度実績: 10件)
 - ・ 海岸防災林復旧工事で33件公告し、復興JVの落札は11件(平成24年度からの累計)

11

対策4. CM方式の活用①(URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要)

【メリット】

- 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
・個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
- 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
・調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
- 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
・市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
・活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
- 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
・市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
・CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。



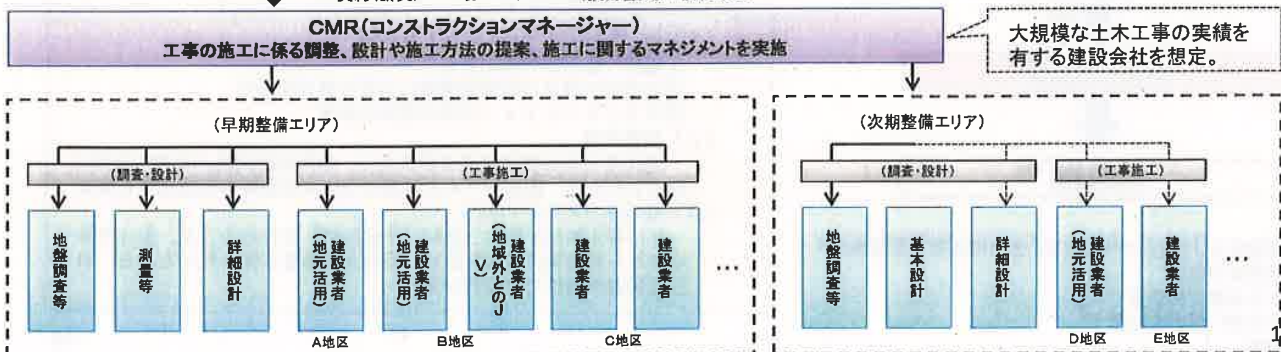
<契約者決定>

- 宮城県女川町(中心市街地、離半島部)
- 宮城県東松島市(野蒜地区)
- 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区)
- 岩手県山田町(織笠、山田地区)
- 岩手県宮古市(田老地区)
- 岩手県大槌町(町方地区)
- 宮城県気仙沼市(鹿折、南気仙沼地区)
- 宮城県南三陸町(志津川地区)

<公募手続中>

- 岩手県大船渡市(大船渡駅前周辺地区)
- 岩手県釜石市(片岸、鶴住居地区)
- 岩手県山田町(大沢地区)
- 福島県いわき市(薄磯、豊間地区)

CM契約(請負)・・・公募プロポーザル(技術審査)＋価格交渉

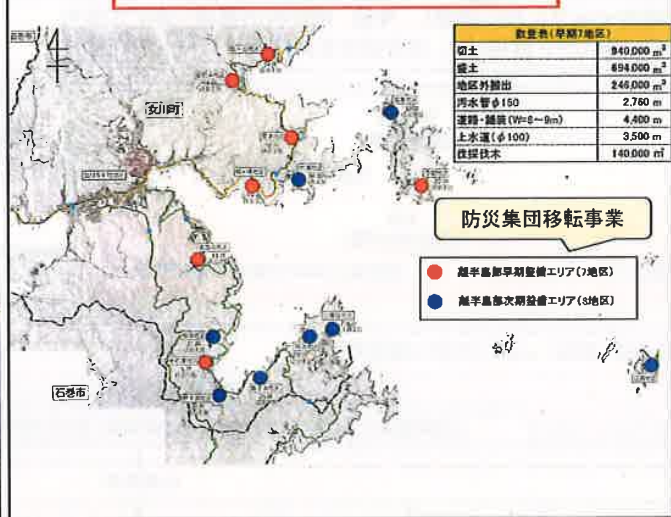


対策4. CM方式の活用②(女川町の整備エリア)

女川地区(中心市街地部)平面図



女川地区(離半島部)平面図



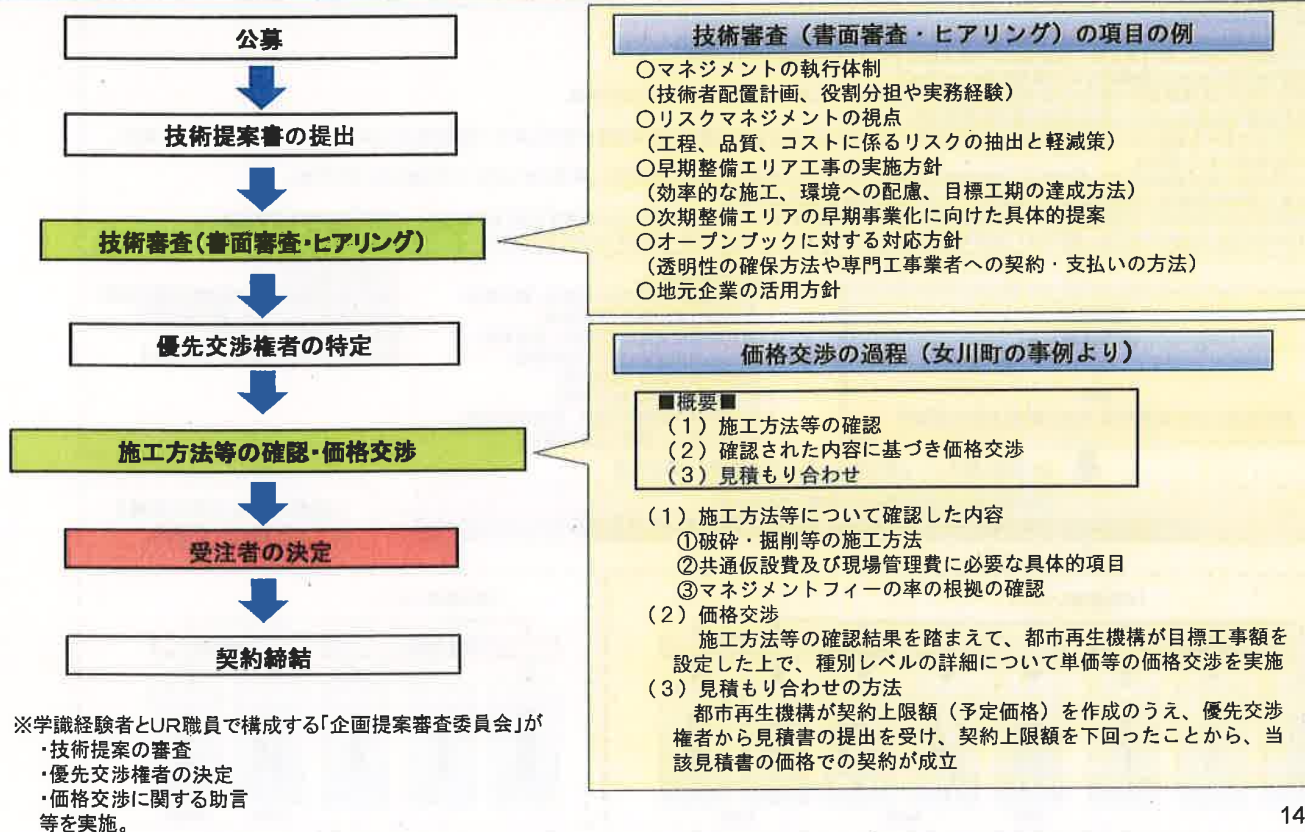
早期整備エリア

地元意向、関係機関協議等から、整備範囲がほぼ確定し、早期に工事着手することが可能なエリア

次期整備エリア

現時点では、整備範囲等が変更になる可能性があり、条件整理等が整った段階で工事着手するエリア

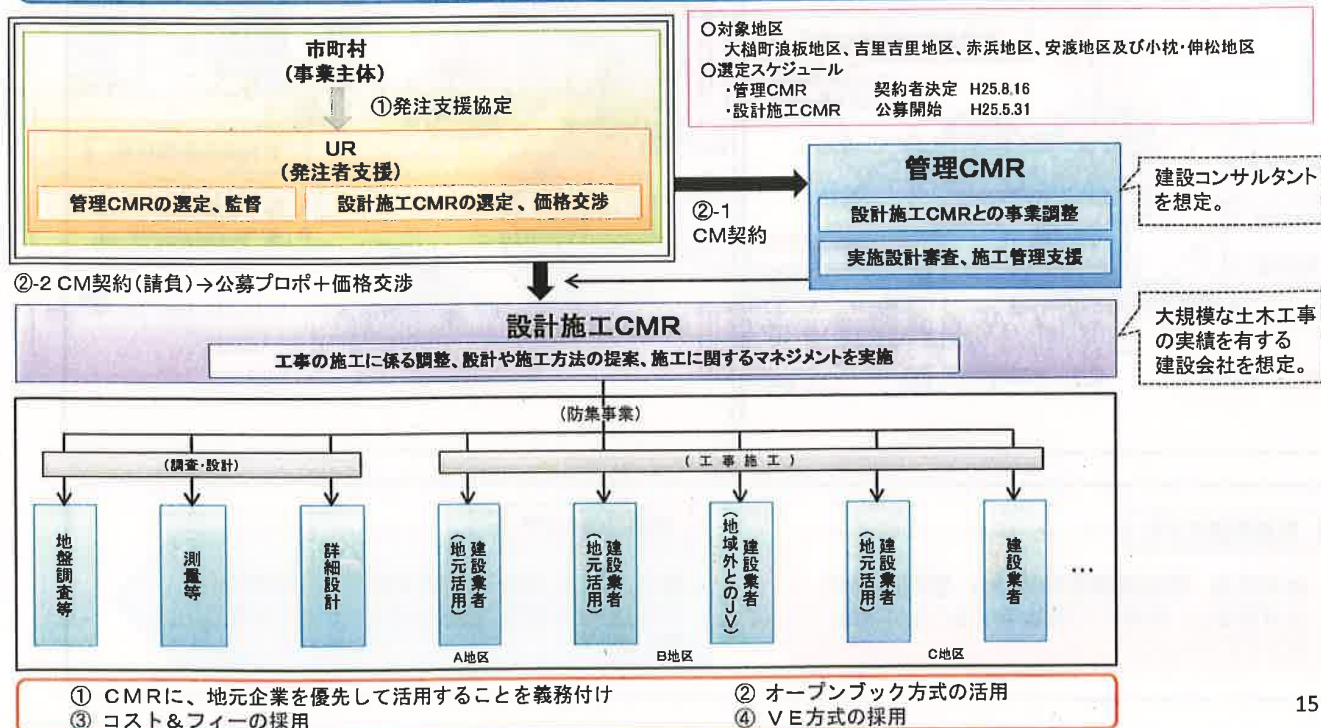
対策4. CM方式の活用③(URにおけるCM業者選定の手続き)



14

対策4. CM方式の活用④(CM方式(大槌町方式)の導入)

- 管理CMRとして、建設コンサルタントが参画する方式 → 被災地広範に活用する事が可能
- 大槌町でモデル的に実施し、今後、市町村の要望に応じて拡大
- 今後、復興庁と連携して、本方式を含め市町村の要望を把握



15

対策5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理(被災地における専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】)

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

現行の取扱い (H25.2.5付け通知)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

①密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

復興の加速化のため、東日本大震災の被災地に限り、要件の緩和を行う。(H25.9.19付け通知)

被災地における緩和策

①密接な関係のある工事

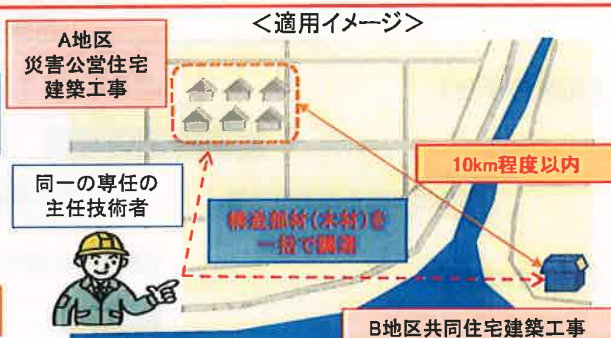
「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要



16

対策6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置①(現場代理人の常駐義務の緩和) 国土交通省

現場代理人: 工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

○現場代理人は、原則として工事現場に常駐が必要

○同一工事における現場代理人と技術者(監理技術者、主任技術者又は専門技術者)は兼務可能

以下の両方を満足すると発注者が認めた場合には常駐を要しないこととすることができる。

①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと

②発注者との連絡体制が確保されること

(公共工事標準請負契約約款 第10条第3項)

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について(平成23年11月14日付け)

【留意点】現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例(技術者を兼務するような場合)

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし	非専任	専任 (監理技術者 主任技術者(右記以外))	専任 工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者
他の工事現場との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ技術者も兼務可能)	A工事 ✕ B工事 ⇒現場の兼任不可(*技術者の専任制のため)	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ主任技術者も兼務可能)

* 技術者の専任を要する工事: 1件の請負金額が2,500万円以上(建築一式は5,000万円以上)の工事

17

対策6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置②(監理技術者等の専任を要しない期間)国土交通省

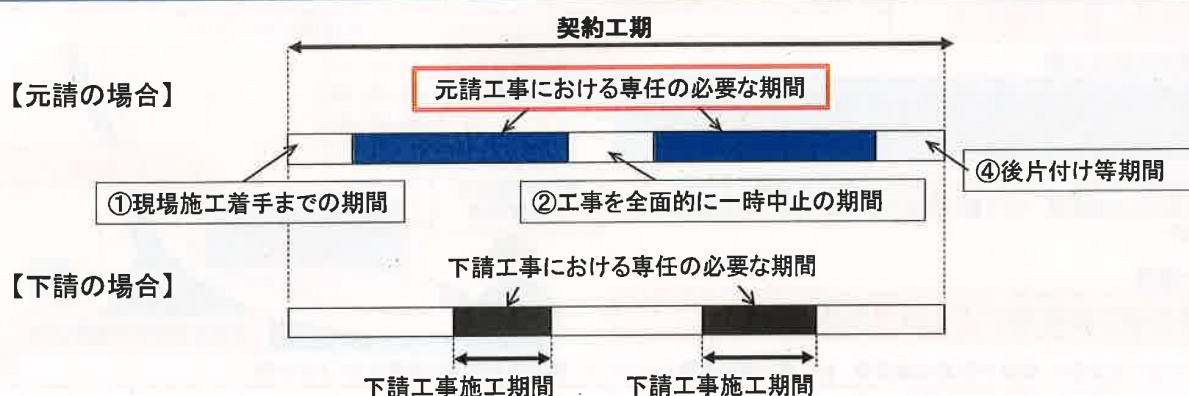
○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。



以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
*発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。



18

予定価格・工期の適切な設定



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

19

I. 基本的認識

(長引く労働条件の悪化、若年者の減少)

○ 建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と、下請へのしわ寄せによって、技能労働者の賃金が低下。

○ また、社会保険料も適正に支払われず、法令上の義務があるのに最低限の福利厚生すら確保されていない企業が多数存在。

これらが原因となって、**近年、若年入職者の減少が続いている。**

(構造的な労働者不足が顕在化、今後も続く労働需給のひっ迫)

○ その結果、ここに来て、労働需給のひっ迫傾向が顕在化。入札不調も各地で増加。

○ この傾向は一時的なものではない。
いま、適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新に支障を及ぼすおそれ。

構造的な労働需給のひっ迫を適切に設計労務単価へ反映

★ デフレ脱却のためにも、労働者の所得を増やすことが重要

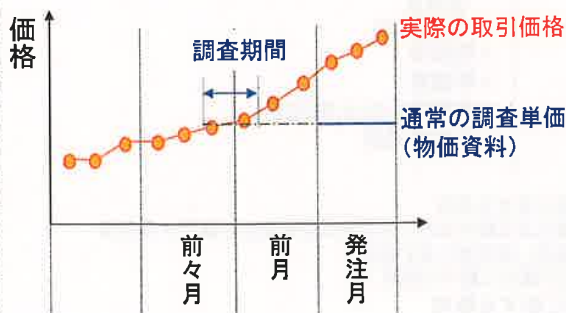
II. 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置 (被災三県について単価を5%引上げ)

→ 全国(全職種単純平均値)前年度比; +15.1%
被災三県(全職種単純平均値)前年度比; +21.0%

価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

◆ 価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



価格変動が著しい特定の地域について、見積もりを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

◆ 被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積もり調査を実施。



◆ 見積もり調査結果は、1月以内※に発注する他の発注にも適用。(発注事務の軽減)

※ 労務費については、数ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

対策9. 宿舍設置に伴う費用の積み上げ計上

東日本大震災被災地では、地域外から確保した労働者の宿泊施設の確保が困難になっている地域もある。大規模な事業などにおいて、入札不調・不落を防止するため、宿舍を建設せざるを得ない場合もありうることから、積算の考え方を整理する。

工事を行う地域において

- ・地域内での労働者確保が困難。
- ・域外からの労働者を宿泊させる施設が確保できない。
- ・工事の不調・不落が多発。



全国の実績として、工事での労働者宿舍の建設実績のなく、実質的に共通仮設費の率分として計上されていないダム建設工事、トンネル工事以外の工事を対象に、宿舍を建設せざるを得ない場合の積算の考え方を整理し、不調・不落による復興の遅れを防ぐ。

積算方法の概要

- 特記仕様書で建設戸数を指定し、指定戸数分の建設費用を共通仮設費の積み上げ分として計上。
- 必要に応じて、事業終了後の撤去費についても積み上げ計上。

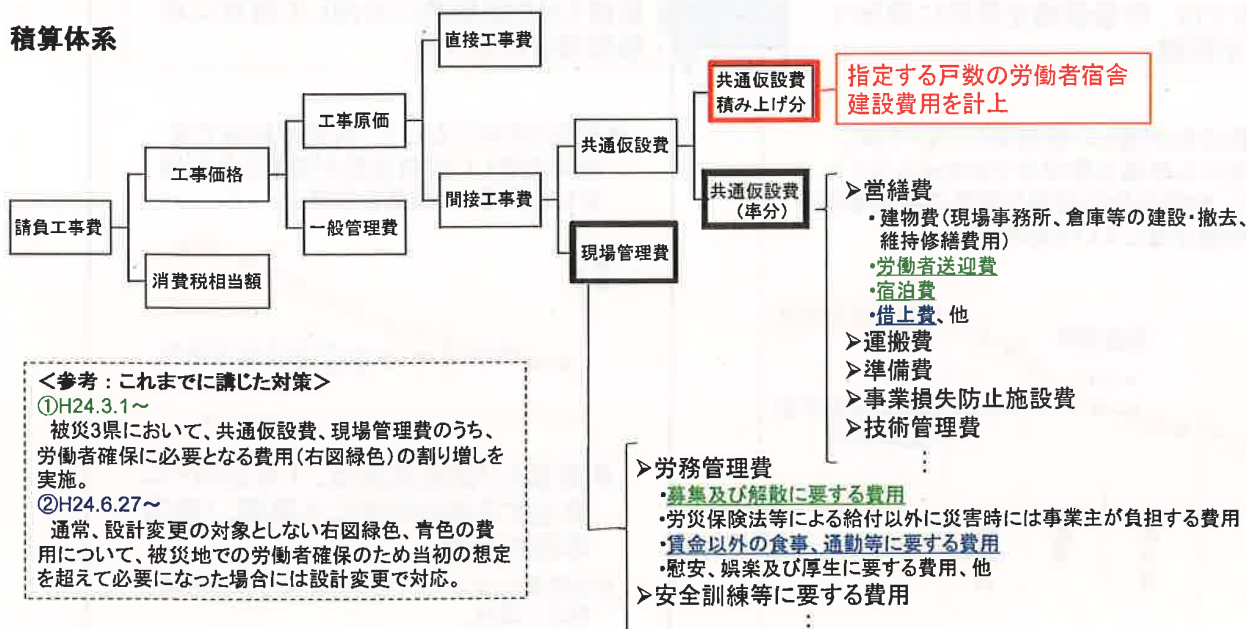


22

参考: 積算における労働者宿舍対策

○共通仮設費の積み上げ分として、指定する戸数の労働者宿舍の建設費用を計上。

積算体系



対策11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じることが考えられるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしている。

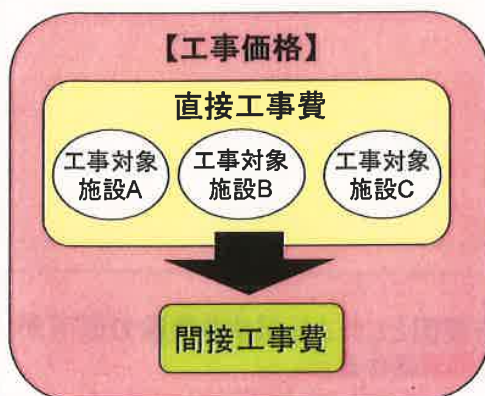
○これまでは、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていたところ、市町村合併により市町村の面積が拡大したことを受け、発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所の点在により間接費の増が見込まれる工事について、適用可能とする。

(平成24年6月27日通知)

■間接費計上のイメージ (例: 同一市町村内での複数施設の補修工事を行う場合)

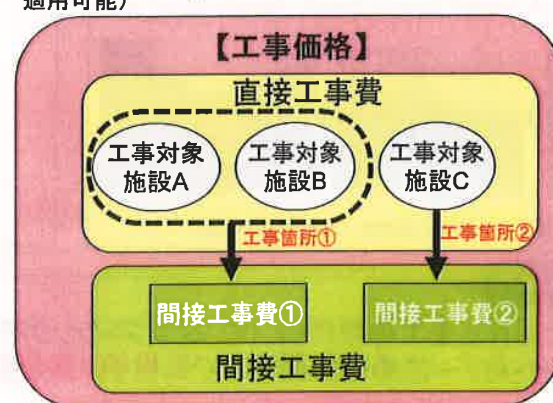
○通常の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○複数の工事箇所での算出方法

※複数の工事箇所毎に間接費を計上(市町村をまたがなくても適用可能)



24

対策12. 復興歩掛の活用①(東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛)

概要

○東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、早期復興に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、標準歩掛と施工実態とに乖離(日当り作業量の低下)が生じている

○このため、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における施工実態の調査を実施

○調査の結果、「土工」及び「コンクリート工」において、日当り作業量の低下を確認したため、関係する32工種について、標準歩掛の日当たり作業量を補正した復興歩掛を策定

※本歩掛は、平成25年10月1日以降に入札する工事から適用

◆日当り作業量の補正内容

①土工(掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業)【3工種】

- ・ダンプトラック不足等による日当り作業量の低下を確認
→日当り作業量を10%補正

②コンクリート工【29工種】

- ・セメント供給不足等による日当り作業量の低下を確認
→無筋・鉄筋構造物、擁壁工などCo打設を伴う工種で日当り作業量を10%補正

※詳細は(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html)

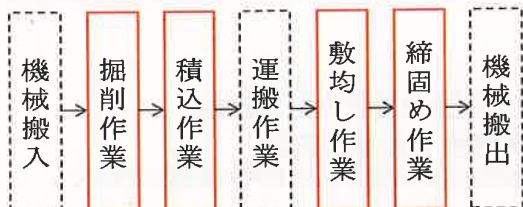
25

対策12. 復興歩掛の活用②(土工関連工種 概要)

作業内容

・道路工事や河川工事で行われる、バックホウによる土砂の掘削積み込み及びダンプトラックで運搬された土砂の、敷均し締固めまでの一連の土工作業。

施工フロー



日当り施工量の補正対象としているのは、**□部分**のみである。

対象工種

下記に示す3工種が対象。

番号	工種名
1	機械土工(土砂・超ロングアームバックホウ土工)
2	土の敷均し締固め工
3	土工(砂防)

補正内容

被災3県における土工作業について、ダンプトラック不足等を要因とした、日当り作業量の低下が確認されたため、一連の作業について**日当り作業量を10%低減**させる。

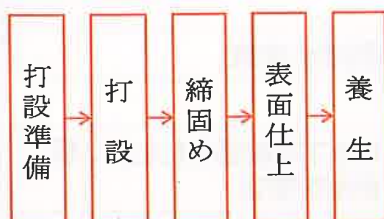
26

対策12. 復興歩掛の活用③(コンクリート工関連工種 概要)

作業内容

・土木構造物の施工にかかる、コンクリート打設作業全般。

施工フロー



日当り施工量の補正対象としているのは、**□部分**のみである。

対象工種

下記に示す、29工種が対象。

番号	工種名
1	コンクリート法枠工
2	コンクリートブロック積工
3	コンクリートブロック張工
4	緑化ブロック積工
5	現場打擁壁工
6	排水構造物工
7	発泡スチロールを用いた超軽量盛土工
8	函渠工(構造物単位)
9	鋼管矢板基礎工
10	コンクリート工
11	消波根固めブロック工
12	消波工
13	護岸基礎ブロック工
14	コンクリート工(砂防)
15	コンクリート舗装工
16	ローラ転圧コンクリート舗装工(RCCP工)
17	橋梁補強工
18	橋梁地盤補修工
19	共同溝工
20	橋台・橋脚工
21	鋼橋床版工
22	ポストテンション桁製作工
23	PC橋架設工
24	ポストテンション場所打ホースラブリ工
25	ポストテンション場所打箱桁橋工
26	RC場所打ホースラブリ工
27	PC橋片持架設工
28	石積(張)工
29	プレキャスト桁製作工(現場)

補正内容

被災3県におけるコンクリート打設作業について、コンクリート供給不足等を要因とした、日当り作業量の低下が確認されたため、一連の作業について**日当り作業量を10%低減**させる。

27

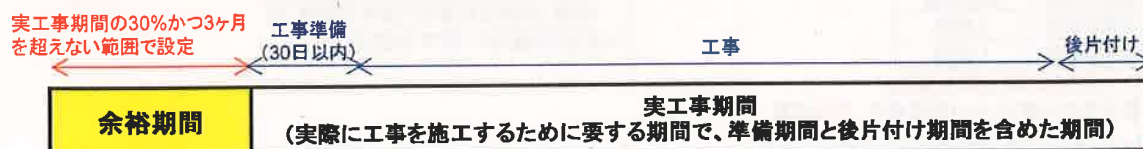
建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応(H23年6月～)

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定(H25年1月～)

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。



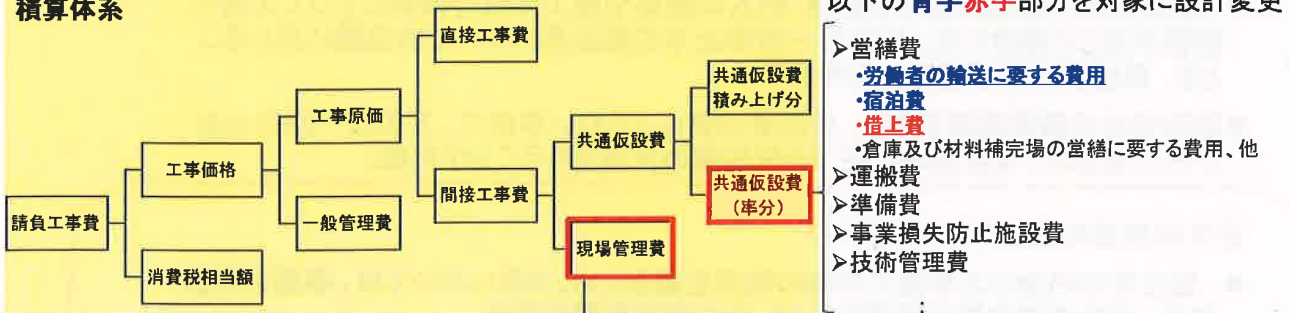
28

宿泊費、価格高騰等に伴う契約変更

対策15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更

- 東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。
- これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。

積算体系



以下の青字赤字部分を対象に設計変更

＜これまでに講じた対策＞

①H24.3.1～(平成24年2月29日通知)

被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要な費用(右図青色)の割り増しを実施。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.056
現場管理費	1.005

②H24.6.27～(平成24年6月27日通知)

通常、設計変更の対象としない右図青色、赤色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

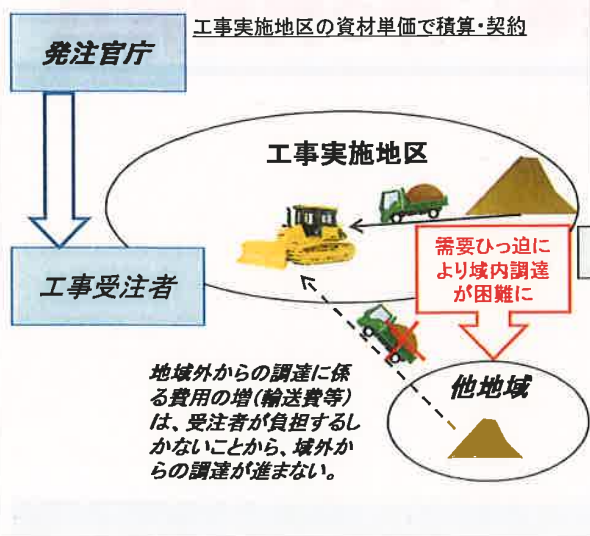
- ＞労務管理費
 - ・豪集及び解散に要する費用
 - ・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
 - ・資金以外の食事、通勤等に要する費用
 - ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- ＞安全訓練等に要する費用

30

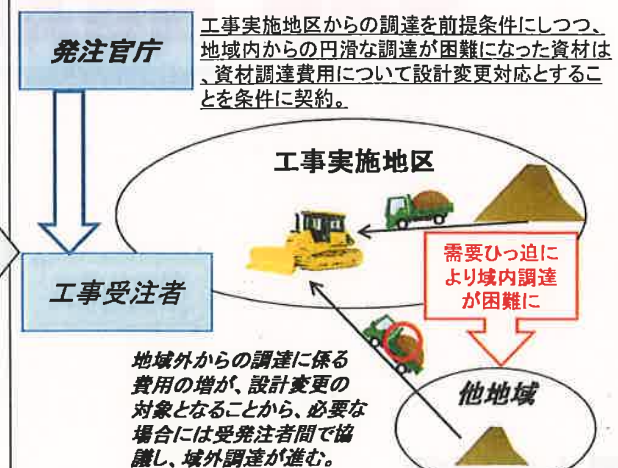
対策16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更

- 被災3県の沿岸地域を中心に、碎石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。
- (平成24年6月27日通知)

現状



対策



31

対策17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更①

契約後に建設資材の価格が大きく変動した場合に契約額を変更できる、いわゆる単品スライド条項について、被災地で価格が高騰するコンクリート類についても運用のマニュアル化を進め、適用を円滑化。(平成25年3月29日)

単品スライド等に係る主な経緯

昭和55年 単品スライド制度の運用開始(対象は、鋼材類、燃料油に限定)

平成20年7月 単品スライド運用マニュアル(暫定版)の作成

平成20年9月 単品スライド条項の対象の拡大

・対象を限定せず、鋼材類、燃料油以外の材料も個別に適用を判断できることに。

平成20年11月 アスファルト類の適用方法を整理し、対象として一般化

平成24年2月 3県内でのインフレスライドの適用を通知

平成24年2月 インフレスライド運用マニュアル作成

平成25年3月 コンクリート類の適用方法を整理し、対象として一般化

■適用する場合の例示 : 大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増
協同組合の販売価格の大幅な変動

■コンクリート類の対象品目を指定 : 生コン、モルタル、二次製品、セメント、骨材、混和剤

■対象数量の考え方(証明数量と設計数量の採用の場合分け)を整理。

32

対策17. 資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更②

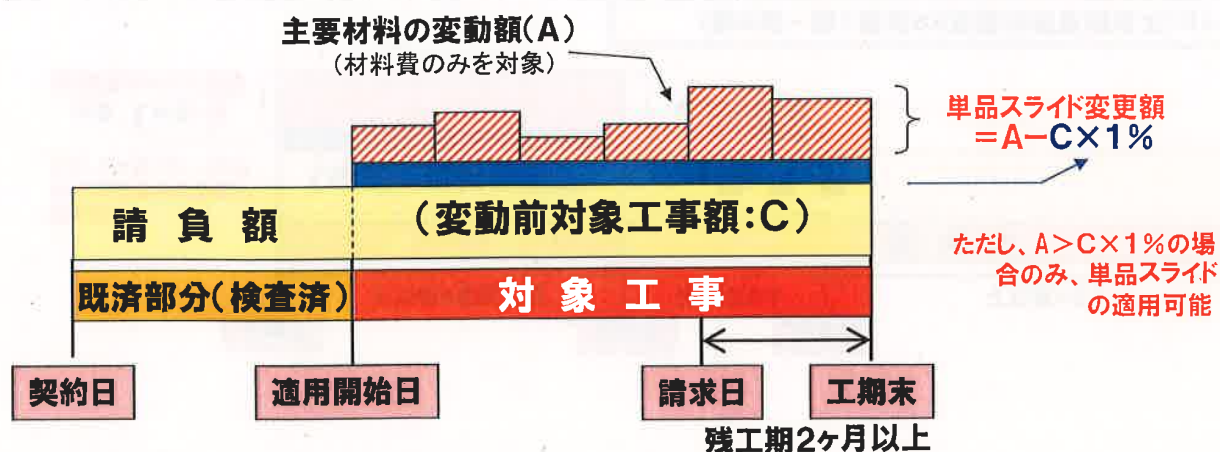
特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

5 特別な要因により工期限内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類等特定の資材



33

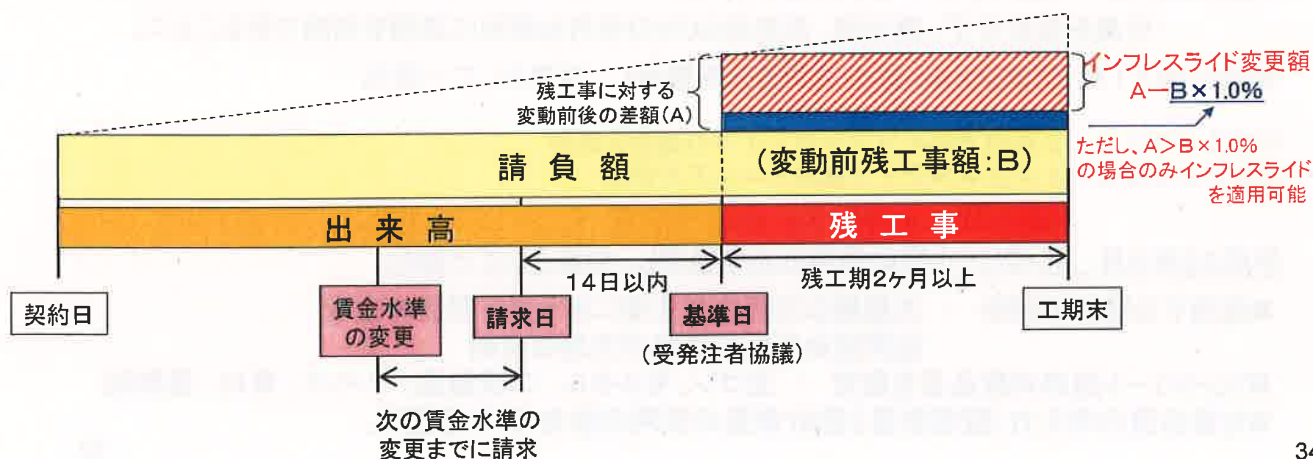
対策18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更

被災三県で実施する工事において、インフレスライド条項が適用できることを通知
(平成24年2月17日通知)

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



34

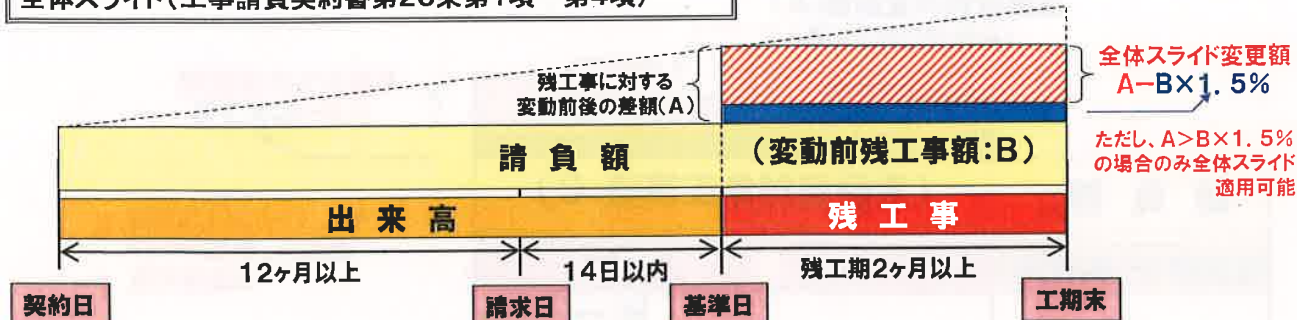
対策19. 資材、労務単価等の価格変動に伴う全体スライド条項に基づく契約額変更

長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第25条第1～4項(全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



35

参考:スライド条項について(契約約款第25条)

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	臨時で賃金水準の変更がなされた日 以降の残工事量に対する資材、労務 単価等
	受注者の 負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な 利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の 考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる 都度、適用可能)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知 (第1次石油危機当時)

36

対策20. 適切な工期延長対応

建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応(H23年6月～)

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定(H25年1月～)

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。



37

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用

国土入企第34号

平成24年2月29日

各省各庁主管担当課長 あて
岩手県主管担当部局長 あて
宮城県主管担当部局長 あて
福島県主管担当部局長 あて
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復旧・復興工事が本格化することが想定されるが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようなことがないように十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、新たな共同企業体方式（復興JV）の制度を試行的に実施すべく、別紙のとおり当面の取扱いを定めたので適切に活用するよう通知いたします。

なお、独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれては必要に応じて、所管法人に対し、被災三県におかれては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興ＪＶ）を活用するための当面の運用について

1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※１）の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業（※２）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とする。

※１ 「被災地域」の範囲については、発注者の実情に応じて定める。（例：県内、県内ブロック等）

※２ 復興ＪＶは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所の有無を問わないものとする。

- ・ この運用方針は、復興ＪＶ制度の試行期間に係る措置とする。
- ・ 復興ＪＶ制度の試行対象エリアは、当面の間、岩手県、宮城県及び福島県とする。

2. 対象工事

被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。
ただし、大規模な工事（※１）と技術的難度の高い工事（※２）は除く。

※１ 予定価格が５億円程度を上回る工事とし、発注者において適切に定める。

※２ 発注者において適切に定める。

- ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定める。

3. 構成員の数

２ないし３社とする。

4. 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を１社以上含むものとする。

- ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準として考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。

- ・ 経常ＪＶ及び地域維持型ＪＶの構成員である一の企業が復興ＪＶの構成員となることは可。

5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(※1)
- 2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(※2)

※1 国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

6. 結成方法

自主結成とする。

7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

- ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大２までとする。
- ・ 一の企業との同時登録は可。特定ＪＶ、経常ＪＶ及び地域維持型ＪＶとの同時結成・登録は可とする。

- ・同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

8. 出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(※)

※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合30パーセント以上

3社の場合20パーセント以上

9. 代表者

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

10. 協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常JVのものを準用することとし参考のとおりとした。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業

体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業

体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）
〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円
〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇(印)
〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇(印)

対策3. 被災地域内外の建設業者で結成する復興JV制度の活用

国土入企第19号

平成24年10月10日

各省各庁	主管担当課長	あて
岩手県	主管担当部局長	あて
宮城県	主管担当部局長	あて
福島県	主管担当部局長	あて
仙台市	主管担当部局長	あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復旧・復興工事が更に本格化することが想定されますが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなるようにならないように十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興JV）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年2月29日付け国土入企第34、35、36、37号。以下「当面の取扱い」という。）を通知したところですが、依然として入札不調が多数発生している各発注者においては、更なる入札不調対策として別紙のとおり当面の取扱いを改正したので適切に活用するよう通知いたします。

なお、独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれましては必要に応じて、所管法人に対し、被災三県におかれましては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、更に、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興ＪＶ）を活用するための当面の運用について

1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※１）の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業（※２）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とする。

※１ 「被災地域」の範囲については、発注者の実情に応じて定める。（例：県内、県内ブロック等）

※２ 復興ＪＶは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所の有無を問わないものとする。

- ・ この運用方針は、復興ＪＶ制度の試行期間に係る措置とする。
- ・ 復興ＪＶ制度の試行対象エリアは、当面の間、岩手県、宮城県及び福島県とする。

2. 対象工事

被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。
ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※１）は除く。

※１ 「政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）の対象となる公共工事」及び「特定ＪＶ対象工事」とし、発注者において適切に定める。

- ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。

3. 構成員の数

２ないし３社とする。

4. 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を１社以上含むものとする。

- ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準と

して考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。

- ・ 経常ＪＶ及び地域維持型ＪＶの構成員である一の企業が復興ＪＶの構成員となることは可。

5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(※1)
- 2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(※2)

※1 国内建設企業にあっては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

6. 結成方法

自主結成とする。

7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

- ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。
- ・ 一の企業との同時登録は可。特定ＪＶ、経常ＪＶ及び地域維持型ＪＶとの同時結成・

登録は可とする。

- ・ 同一の企業が、単体、経常ＪＶ又は復興ＪＶのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

８．出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(※)

※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

２社の場合３０パーセント以上

３社の場合２０パーセント以上

９．代表者

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

１０．協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常ＪＶのものを準用することとし参考のとおりとした。

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて 【新旧対照表】

改定前（平成24年2月29日付け通知）	改正後	備 考
2. 対象工事 被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。 ただし、大規模な工事（※1）と技術的難度の高い工事（※2）は除く。 ※1 予定価格が5億円程度を上回る工事とし、発注者において適切に定める。 ※2 発注者において適切に定める。 ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定める。 7. 登録 一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大2までとする。	2. 対象工事 被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。 ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※1）は除く。 ※1 「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。 （削除） ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。 7. 登録 一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。	

改定前（平成24年2月29日付け通知）	改正後	備 考
・ 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。 ・ 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。	・ 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。 ・ 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。	

対策5. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理

国土建第162号
平成25年9月19日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下、「令」という。）第27条により建設工事の現場に置くこととされている専任の主任技術者については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号）及び「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成25年2月5日付け国土建第348号。以下、「通知」という。）」により、その適正な配置をお願いしてきたところですが、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域（以下、「被災地域」という。）において、災害公営住宅の建設が本格化する等、復興の更なる加速化が必要な状況であることを踏まえ、被災地域における通知に関する当面の運用を下記のとおり地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

記

被災地域における状況を踏まえ、通知 1.（1）の「施工にあたり相互に調整を要する工事」について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

また、被災地域においては、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所で同一の建設業者が施工する場合についても、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

なお、本運用の適用にあたっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

以上

(参 考)

国土建第348号
平成25年2月5日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）第26条、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下、「令」という。）第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号。以下、「制度運用マニュアル」という。）により、その適正な配置をお願いしてきたところであり、また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）において、常駐義務緩和に関する規定が設けられているところですが、今般、その取扱い等を下記のとおり定め、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

また、「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第265号）は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が5 km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

（※「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第265号）から追加された部分）

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、制度運用マニュアルのほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

対策6. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用

国土建第348号

平成25年2月5日

都道府県主管部局長（建設業許可部局長） あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）第26条、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下、「令」という。）第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号。以下、「制度運用マニュアル」という。）により、その適正な配置をお願いしてきたところであり、また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）において、常駐義務緩和に関する規定が設けられているところですが、今般、その取扱い等下記のとおり定め、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

また、「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第265号）は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事

現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

（※「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第265号）から追加された部分）

（2）（1）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

（3）（1）及び（2）の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）（別紙1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、制度運用マニュアルのほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成21年6月30日付け国総建第75号）（別紙2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

【別紙 1】

国土建第 161 号

平成 23 年 11 月 14 日

各地方整備局等・各都道府県建設業担当部局長殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款及び建設工事標準下請契約約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定が追加されたところですが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項について、今般、別添 1 及び別添 2 のとおり各公共発注者及び建設業者団体の長あてに通知しましたので、ご承知おき願います。

【別添 1】

国土建第 161 号

平成 23 年 11 月 14 日

各発注機関の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第 10 条第 2 項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるようとされた（標準約款第 10 条第 3 項）。

（※）工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- （１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- （２）（１）以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和するこ

とが考えられる。

- ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること

（工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度）

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること

（工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること）

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

【別添２】

国土建第１６１号

平成２３年１１月１４日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年７月の公共工事標準請負契約約款及び建設工事標準下請契約約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定が追加されたところですが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項について、別添のとおり公共発注機関の長に通知したところです。

貴団体におかれましては、建設工事標準下請契約約款の運用についても、別添を参考にして頂き、適切な運用に努められますよう、会員企業への周知をお願いいたします。

【別紙2】

国 総 建 第 7 4 号

平成21年6月30日

各都道府県主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

建設業法第26条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が2千5百万円（建築一式工事である場合にあつては、5千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るためには、専任を要しない期間についても適切に設定することが必要であり、その設定に当たっては、下記の事項に特に留意されるよう改めてお願いします。また、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても周知及び徹底方お願いします。

記

1. 工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期

中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることのないようにすること。

なお、同④「工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

<記載方法例>

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

2. 運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

(参 考)

○監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国総建第315号)(抄)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(以下略)

対策 7. 直近の公共工事設計労務単価の活用

国土入企第 3 7 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県知事、各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 2 5 年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約 1 5 %、被災三県の平均では約 2 1 % の上昇となったところです。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、行政の責任である将来の災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがあります。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約 2 6 % も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

一方、現内閣は、その基本方針（平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示しています。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は喫緊の課題であり、下記の措置を講じることにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等を促進していただけるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により、技能労働者の就労条件は大きく悪化しており、これを背景に、近年、技能労働者の減少が続いています。平成25年度公共工事設計労務単価は、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものです。

公共工事の予定価格は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならない、その積算に当たっては、別に参考送付された同単価を速やかに適用されるよう、よろしくお願いします。

2. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

ダンピング受注の排除を含め、契約価格の適正化については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行行第43号、国土入企第34号）2において、総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、この度の公共工事設計労務単価の設定が、技能労働者に対する適切な賃金支払いにつながることを重要であることを踏まえ、あらためて、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いします。また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務

であり、また、建設労働者に最低限の福利厚生を確保して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）が勘案されているほか、既に平成24年4月に現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう既に要請を行ったところです。

つきましては、受注者と専門工事業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されよう、受注者に、社会保険料相当額の適切な支払を指導するとともに、その支払状況を確認するなどの特段のご配慮をお願いします。

4. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要なものとなっていないかを検討するために、より詳細な調査を実施することとしていますので、その見直しが行われた場合には、予定価格の積算に適切に反映させるようお願いします。

対策8. 市場高騰期における労務費・資材費の見積による積算の実施

国土入企第12号

平成24年6月29日

岩手県主管担当部局長 あて
宮城県主管担当部局長 あて
福島県主管担当部局長 あて
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の被災地域での建設工事等における
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

今後、復興事業の本格化に伴い、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じ、最新の物価資料及び公共工事設計労務単価の改訂では調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格に乖離が生じる恐れがあることから、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事において資材価格及び労務費での見積の活用を一層機動的に推進するための取組方針が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な予定価格の算出に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

別添

国 技 建 第 2 号
国 土 建 整 第 6 5 号
平成 2 4 年 6 月 2 8 日

東北地方整備局
技術調整管理官
北陸地方整備局
技術調整管理官

殿

大臣官房 技術調査課

建設システム管理企画室長

土地・建設産業局 建設市場整備課

労働資材対策室長

東日本大震災の被災地域での建設工事等における
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

直轄工事の予定価格の作成については、「平成 24 年度国土交通省所管事業の執行について」（平成 24 年 4 月 6 日付国会公第 200 号）により、工事の施工条件等を十分考慮し、必要に応じて見積を活用することなど適正に決定すること等を通知しているところである。

また、特に東日本大震災の被災地域においては、「東日本大震災の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成 23 年 5 月 9 日付国技建第 1 号）により、積算単価等（公共工事設計労務単価、機械経費、歩掛等）について積極的に見積を活用するなどして、適正に予定価格を決定すること等を通知しているところである。

今後、復興事業の本格化に伴い、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じ、最新の物価資料及び公共工事設計労務単価の改訂では調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格に乖離が生じるおそれがある。

については上記通知に基づく資材価格及び労務費での見積の活用を一層機動的に推進するために、東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県で平成 24 年 7 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する建設工事の積算に関し、以下に記す取組方針を定めることとするので、適切に運用されたい。

1. 発注段階において使用しうる最新の積算単価を用いるよう努めること。
2. 物価資料等において、急激な価格変動を確認した資材価格については、発注段階において見積を活用するよう努めること。
3. 見積を活用して設定した資材単価は、当該地域で 1 カ月以内に発注する工事において活用できるものとする。
4. 被災地において労務費の高騰が著しい結果、各発注機関（現場事務所等）において現に不調不落が続発していると認められるときは、見積を活用するよう努めること。
5. 4. により設定した単価は、各発注機関の所在地域で概ね 3 ヶ月以内に発注する他

工事において活用できるものとする。ただし、新たに公共工事設計労務単価が改訂された後に入札を行う工事においては、改訂前に設定した見積に基づく単価は適用しないものとする。

対策9 宿舎設置に伴う費用の積み上げ計上

国土入企第32号

平成25年2月25日

岩手県主管担当部局長 殿

宮城県主管担当部局長 殿

福島県主管担当部局長 殿

仙台市主管担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の
積算方法等に関する試行について

平成25年2月19日に開催した第5回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況」のうち、労働者宿舎設置の積算方法等について、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な積算に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

国 技 建 8 号
平成25年2月22日

東北地方整備局 技術調整管理官 殿
北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する
試行について

東日本大震災の復旧・復興事業の進捗に伴う宿泊需要の急増や宿泊施設の被災等により、復旧・復興事業の労働者の宿泊施設が近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業として行う工事に従事する労働者の宿舎を設置せざるを得ないことが想定されるが、その場合の積算方法等については、当面、下記により試行することとしたので、適切に運用されたい。

記

1. 「土木請負工事の共通仮設費算定基準」(平成20年3月24日国官技第314号)において、労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用は、共通仮設費率に含まれる部分とされているが、以下の工種では、通常労働者宿舎の設置を行わないため、過去の実績に基づいて設定している共通仮設費の率計上分に、設置・撤去に要する費用が実質的に含まれていない。このため、東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県において行う土木請負工事で労働者宿舎の設置を契約条件とする場合には、共通仮設費の積上げ分として労働者宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することとする。

○共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種:

河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、
P・C橋工事、舗装工事、砂防・地すべり等工事、公園工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、道路維持工事、河川維持工事、共同溝等工事、下水道工事

2. 契約関係図書に建設する宿舍の戸数を明示した上で、「建設業附属寄宿舍規定(厚生労働省)」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン(厚生労働省)」を満たす仕様の労働者宿舍の設置費用を、共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとする。なお、一戸あたりの単価については、複数者の見積りを参考にするなどにより、適切に設定することとする。

3. 宿舍を撤去する場合は、撤去費用を共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとする。使用後に施設を引き継ぐ場合には、撤去費用は計上しないこととする。

4. 宿舍の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等の宿舍の維持・管理に要する費用については、共通仮設費の率計上分及び現場管理費に含まれていることとする。

このため、本通知に基づいて設置された宿舍の維持・管理を行う工事において、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成24年6月27日、国技建第3号)に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合には、当該通知「3. (3) 設計変更の対象項目」に、「土木請負工事の共通仮設費算定基準(昭和55年2月22日付建設省官技発第89号、最終改正:平成20年3月24日付国官技第314号)」における下記1)の項目及び「土木請負工事工事費積算基準(42年7月20日付建設省官技発第35号、最終改正:平成24年3月30日付国官技第343号)」における下記2)の項目を加えて運用することとする。

1) 「9. (1)ロ 労働者宿舍の営繕(設置・撤去・維持・補修)に要する費用」のうちの労働者宿舍の維持・補修に要する費用

2) 「3. (2)(ハ)租税公課」

5. 特記仕様書への記載事項例は以下のとおりとする。

第〇条 本工事では、当該工事に必要な建設労働者宿舍として、

「建設業附属寄宿舍規定(厚生労働省)」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン(厚生労働省)」を満たす宿舍〇〇戸を、(〇〇県〇〇市〇〇地先(若しくは〇〇市内で発注者が指定する土地)に)設置(・撤去)及び維持・補修することとする。

<引き継ぐ場合>

第〇条 本工事で設置した建設労働者宿舍については、工事完了後は〇〇(引き継ぎ先又は「発注者が指定する者」)へ引き継ぐものとする。

以 上

対策１０．地域外からの労働者確保に要する追加費用に関する間接費補正

国土入企第３８号

平成２４年２月２９日

岩手県主管担当部局長 あて

宮城県主管担当部局長 あて

福島県主管担当部局長 あて

仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

今般、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成２４年２月２９日付け国土入企第３４号）において、新たな共同企業体方式（復興ＪＶ）を適切に活用するよう通知したところですが、このような状況を踏まえると、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられます。この場合、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、国土交通省直轄工事における現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事において被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、実際の施工に要する通常妥当な経費の把握及び適正な積算の徹底に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

東北・北陸地方整備局
技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復興事業が本格化することで、被災地域内の地元企業だけでは必ずしも十分な施工体制を確保できない状況が想定されることから、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、共同企業体方式（復興JV制度）を試行することとされたところである。

このような状況を踏まえれば、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられ、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、下記のとおり当面の運用を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

被災三県で実施される工事で、平成 24 年 3 月 1 日以降に入札公告を行う工事。

2. 補正方法

「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 0 5 6
現場管理費	1. 0 0 5

対策11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定
対策15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更
対策16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更

国土入企第10号
平成24年6月28日

岩手県主管担当部局長 あて
宮城県主管担当部局長 あて
福島県主管担当部局長 あて
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

平成24年6月15日に開催した第3回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の更なる施工確保対策」のうち、施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な積算に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

国 技 建 第 3 号

平成 24 年 6 月 27 日

東北地方整備局 技術調整管理官 殿
北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における復興事業等の施工性を確保するため、被災三県においてはこれまでの取組に加え、積算方法等に係る下記の試行を進めることとするので、適切に運用されたい。

記

1. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

（1）趣旨

「施工箇所が点在する工事の積算方法について」（平成 24 年 2 月 14 日付国技建第 5 号）により、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」ことを通知しているが、広域の市町村も存在している状況を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じることも考えられる。よって、施工箇所が複数ある以下の対象工事については、発注者の判断により市町村より狭い範囲で工事箇所を設定し、この工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

（2）対象工事

被災三県において、平成 24 年 7 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工箇所が複数あり、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

（3）主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

記載例

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△地区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□地区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする

<特記仕様への記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注)『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

2. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

(1) 趣旨

被災三県においては、復興事業等の実施に伴って一部の建設資材の逼迫が生じつつあ

り、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくことが想定される。

このため、被災三県においては、復興事業など地域内の工事を円滑に実施するために、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

(2) 対象工事

- イ. 被災三県において、平成 24 年 7 月 1 日以降に、入札契約手続きを開始する工事
- ロ. 被災三県において、平成 24 年 6 月 30 日時点で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

(3) 設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでいう「地域」とは、東北地方整備局及び北陸地方整備局が公表している「土木工事設計材料単価表」の別表で定義する「地区」とし、「所在地」とは東北地方整備局「建設機械等損料算定表」中で定義する「所在地」及び北陸地方整備局「設計積算参考資料（土木工事関係）」で定義する「基地」とする。

(4) 主な手続き

- ① (2) イ. の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。また、(2) ロ. の工事についても、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知受領後すみやかに、受注者に以下の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

記載例)

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市

- ② 受注者は、(2)イ.の工事にあつては当初契約締結後において、(2)ロ.の工事にあつては監督職員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 趣旨

被災三県で実施される工事については、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年2月29日付国技建第6号)により、「現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、共通仮設費(率分)及び現場管理費率に補正係数を乗じる」こととしているところであるが、今後の復興事業の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されことから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することとする。

(2) 対象工事の範囲

- イ. 被災三県において平成24年7月1日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ロ. 被災三県において平成24年6月30日現在で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

(3) 設計変更の対象項目

「土木請負工事の共通仮設費算定基準(昭和55年2月22日付建設省官技発第89号、最終改正:平成20年3月24日付国官技第314号)」における下記1)～3)の項目及び「土木請負工事工事費積算基準(昭和42年7月20日付建設省官技発第35号、最終改正:平成24年3月30日付国官技第343号)」における下記4)

～ 5) の項目とする (以下「実績変更対象費」という)。

- 1) 9 (1) ニ 労働者の輸送に要する費用
- 2) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3 (2) イ (イ) 労務管理費 (あ) 募集及び解散に要する費用
- 5) 3 (2) イ (イ) 労務管理費 (え) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 主な手続き

1) (2) イの工事の場合

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

<入札公告・入札説明書への記載例>

本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成 24 年 2 月 29 日) に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<特記仕様書への記載例>

第 1 条 本工事は、「共通仮設費 (率分) のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象費」という。) について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成 24 年 2 月 29 日) に基づく補正係数を乗じて計上して

いるが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年2月29日）に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- ④ 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年2月29日）に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2) (2) ロ. の工事の場合

- ① 発注者は、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知の受領後すみやかに、1) ②の内容について指示を行うとともに、通知後10日以内に工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を

提示する。

- ② 受注者は、設計変更に関する試行の対象工事とする場合、(1)の発注者からの通知後すみやかに、①により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ③ 1)⑤に同じ。
- ④ 1)⑥に同じ。
- ⑤ 1)⑦に同じ。
- ⑥ 1)⑧に同じ。

以上

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舍、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸し ビル、マンション、民家等を長期 借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊した場合に要した費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要した 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

様式2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

対策15. 宿泊費等に係る間接費の設計変更

対策16. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更

総行行第43号

国土入企第34号

平成25年3月8日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県議会議長 殿

(議会事務局扱い)

各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

各政令指定都市議会議長 殿

(議会事務局扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について

日本経済再生のためには、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）及び平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算の迅速かつ着実な実行が重要です。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。」とされているところです。また、「契約価格の適正化、人材不足への対応等」により、「公共事業の円滑な施工確保」に取り組むこととされております。

各地方公共団体におかれては、前記「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け総行第126号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、迅速かつ円滑な施工確保を図っていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 入札手続き期間の短縮・発注業務の効率化等について

入札・契約手続の実施に当たっては、透明性及び公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為を前倒して行うことや、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や指名競争入札方式の活用等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注及び総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化等により、事務の改善及び効率化に努めること。

2. 契約価格の適正化について

（1）施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（平成25年2月6日付け国技建第7号）」のとおり、国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところであるので、これを参考として、適切な運用に努めること。

（2）予定価格等の事前公表の見直しについて

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が

生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

(3) いわゆる歩切りの排除について

いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

(4) 低価格入札調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

適正価格での契約の推進を図るため、低価格入札調査基準価格及び最低制限価格については、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

3. 技術者の専任等に係る取り扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第349号）における趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

4. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針及び平成24年6月22日に閣議決定された「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き

続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

5. 資金調達の円滑化について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用にも努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

6. 就労環境の改善について

公共工事の増加に伴い、建設労働者の勤務時間の増加、工期延長に伴う資金不足による賃金支払いの遅延等の就労環境の悪化が懸念されるところであり、また、2月26日に成立した補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払いが行われることが重要であることに鑑み、適切な工期の設定や柔軟な設計変更、前払金・中間前払金の活用などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

また、国土交通省直轄工事においては、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、現場管理費率式の見直しを行い、平成24年4月1日から適用しているが、貴団体発注工事においても同様の見直しを行うことにより、建設労働者にとって最低限の福利厚生であり法令上の義務である社会保険等への加入促進を図ること。

7. 発注者協議会等の活用について

上記のほか、公共工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けて必要な事項については、適宜、発注者協議会等の場を活用して協議等を行うこととしているので、適切に対応すること。

8. 資材不足等への適切な対応について

公共工事の増加に伴う、建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に収集するとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、建設業団体、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。

対策18. 物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更

国土建第269-1号

国土建整第155-1号

平成24年2月17日

岩手県主管部局長 殿

宮城県主管部局長 殿

福島県主管部局長 殿

仙台市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う
請負代金額の変更等について

今般、東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県）における賃金等の急激な変動に対処するため、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第6項（いわゆるインフレ条項）の規定の運用について、平成24年2月17日付けで、別添のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局及び東京航空局あてに通知しましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれましては、別添を参考として、工事請負契約書におけるインフレ条項を的確に運用していただくようお願いします。

（県あて通知のみに記載）

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

別 添

国 地 契 第 72 号
国 官 技 第 314 号
国 営 計 第 105 号
国 港 総 第 613 号
国 港 技 第 125 号
国 空 予 管 第 332 号
国 空 安 保 第 395 号
国 空 交 企 第 395 号
平成 24 年 2 月 17 日

東北・北陸地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長

東京航空局 総務部長
空港部長
保安部長 あて

国土交通省大臣官房

地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

国土交通省港湾局

総 務 課 長
技 術 企 画 課 長

国土交通省航空局

予 算 ・ 管 財 室 長
安全部空港安全・保安対策課長
交通管制部交通管制企画課長

東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する
工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県。以下「被災三県」という。）における賃金等の急激な変動に対処するため、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の別冊工事請負契約書又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第6項の運用基準について、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

- (1) 被災三県で実施されている工事であること。
- (2) 契約書第25条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

別添

国土入企第1.1号

平成25年9月19日

岩手県主管担当部局長 あて

宮城県主管担当部局長 あて

福島県主管担当部局長 あて

仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業における施工確保対策の周知徹底について

国土交通省では、被災地における技術者・技能者の不足、生コン等の資材不足、入札不調の発生等の課題に対応するため、復旧・復興事業の施工確保対策を講じ、「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」等を活用しつつ、発注者及び建設業団体に周知を図ってきたところです。

一方、会計検査院が7月に会計検査院法第30条の2に基づき国会及び内閣に対して報告した「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」においては、

- ① 東北地方整備局、東北農政局及び東北3県については、ほとんどの入札不調対策は導入され活用されているが、一部の市町については、導入されていない対策も見受けられた。また、入札不調対策が導入されているものの、活用率の低い対策も見受けられた。
- ② 受注後に費用が増加し赤字になるという建設事業者の懸念を払拭するための建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入等の対策について、知らないとしている者が東北3県の建設事業者において5割程度、近隣3県の建設事業者において6割を超えていた。

等の検査結果が示されたところです。

今般、会計検査院の検査結果も踏まえ、施工確保対策について、被災市町村における導入及び活用や、復旧・復興事業の入札に参加する建設事業者の理解がさらに進むよう、これまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理した資料を作成しましたので、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知するとともに、各市町村において、講じている施工確保対策を当該市町村の登録建設事業者十分に説明するよう依頼していただくようお願い致します。

また、貴県・貴市においても、引き続き施工確保対策の的確な活用に努めるとともに、講じている施工確保対策を貴県・貴市の登録建設事業者十分に説明していただくようお願い致します。

なお、別添のとおり、建設業団体に周知していることを申し添えます。

本通知については、国土交通省HPに掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

（掲載先）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000061.htm